

令和6年度 第2回

幕別町国民健康保険運営協議会

日時 令和7年1月20日（月）
午後6時30分
場所 幕別町役場
3階 AB会議室

[会議次第]

1 開会

2 会議録署名委員の指定

3 議件等

(1) 報告第1号 幕別町国民健康保険の現状と課題 今後の方向性について

4 その他

5 閉会



幕別町国民健康保険の現状と課題 今後の手立てについて

住民生活部住民課国保医療係

国民健康保険制度について

<国民健康保険の単位化について>

- 平成30年度以降の国民健康保険制度においては、**北海道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担う**一方で、**市町村は、地域住民と身近な関係の中、**資格管理や保険給付、**保険税率の決定**・賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業**を引き続き担う**など、北海道と市町村が一体となって、国民健康保険事業を運営している。

<北海道の役割>

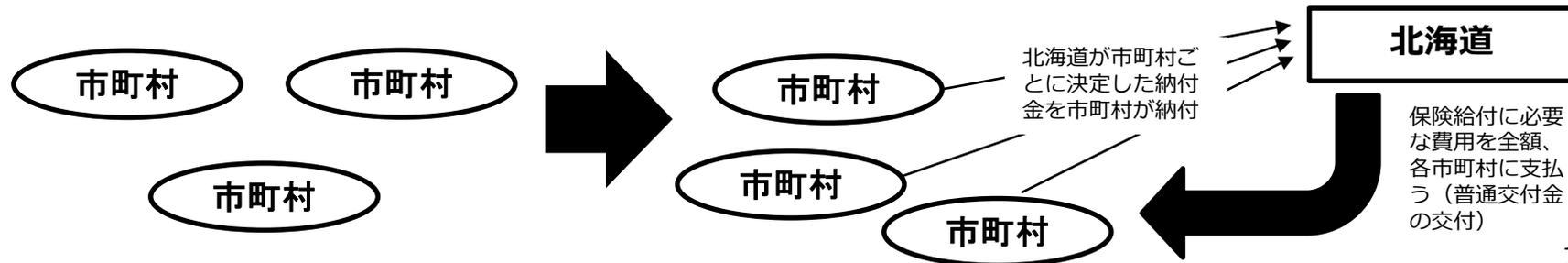
道内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するとともに、財政運営の責任主体となり、市町村ごとの**国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の決定や市町村ごとの標準保険料率の算定及び公表を行う。**

<市町村の役割>

北海道が示す標準保険料率を参考に保険税率を決定し、保険税を賦課・徴収し、**北海道に納付金を納付**する。

【～H29】市町村が個々に運営

【H30～】都道府県が市町村とともに運営



保険料水準の統一について

<保険料水準の統一>

- 「保険料水準の統一」とは、**全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）負担**となること。
- 国のガイドライン（厚生労働省保険局長通知「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」）等では、市町村間の保険料（税）の違いなど市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平化を進めるため、**将来的に「保険料水準の統一」を目指すこととしており、国民健康保険法の改正により、都道府県国民健康保険運営方針において、保険料水準の平準化に関する記載を義務付けて**いる。

<国民健康保険法（抄）>

（都道府県国民健康保険運営方針）

第八十二条の二 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おおむね六年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 略

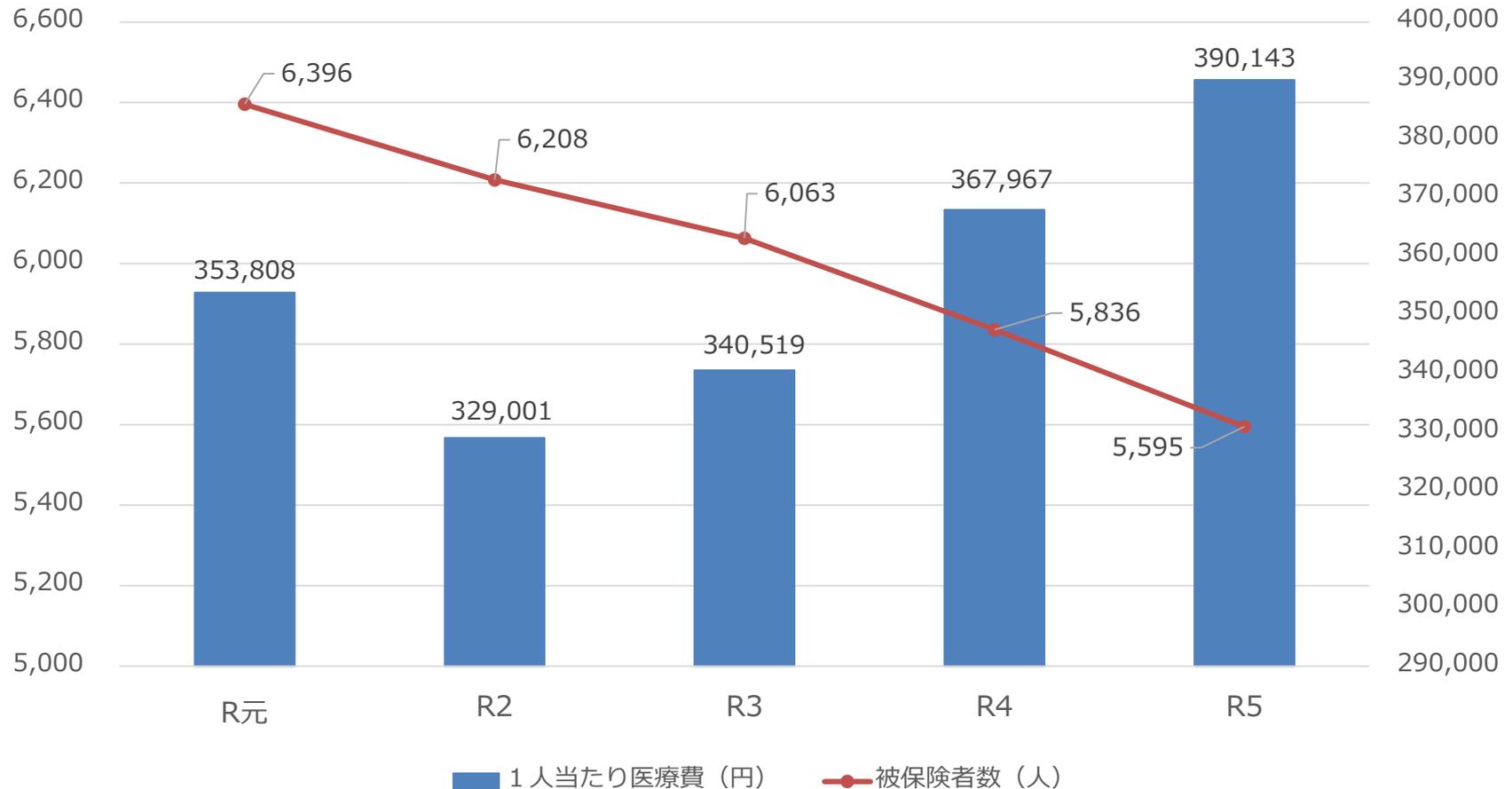
二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

三～六 略

- このことを受け、北海道が令和6年3月に改定した北海道国民健康保険運営方針に、**「令和12年度を目途に保険料水準の統一を目指す」と明記**された。

被保険者数と一人当たり医療費について

＜過去5年間の推移＞



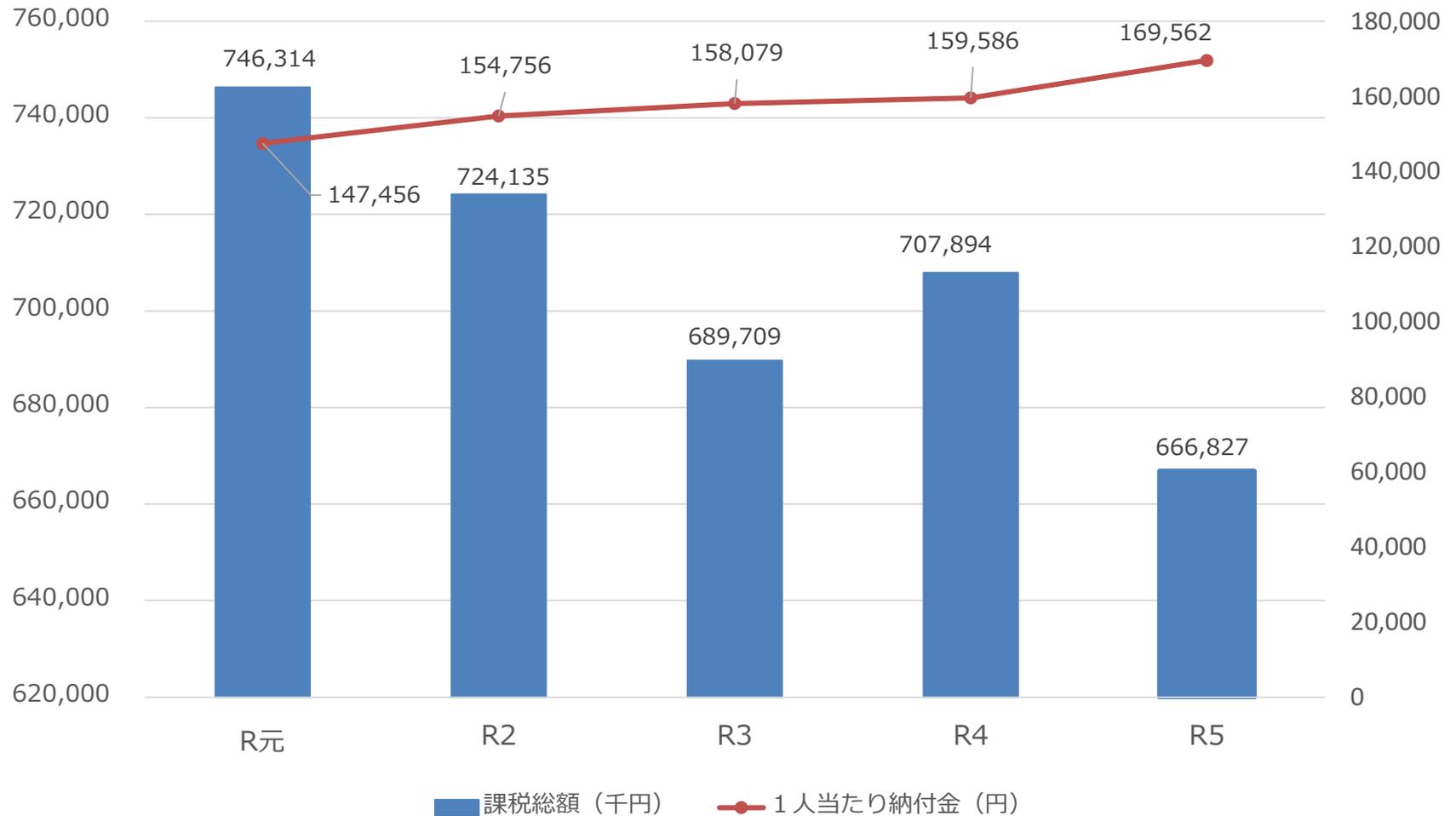
- 被保険者数は年度平均（3月から2月ベース）
- 一人当たり医療費は、国保被保険者の診療に係る費用（3月から2月ベース）を被保険者数で除した金額



- 団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用範囲の拡大により、**被保険者数は年々減少傾向**にある。
- 一方で、高齢化や医療の高度化等により**一人当たり医療費は上昇傾向**にある。

一人当たり納付金と国民健康保険税課税総額について

＜過去5年間の推移＞

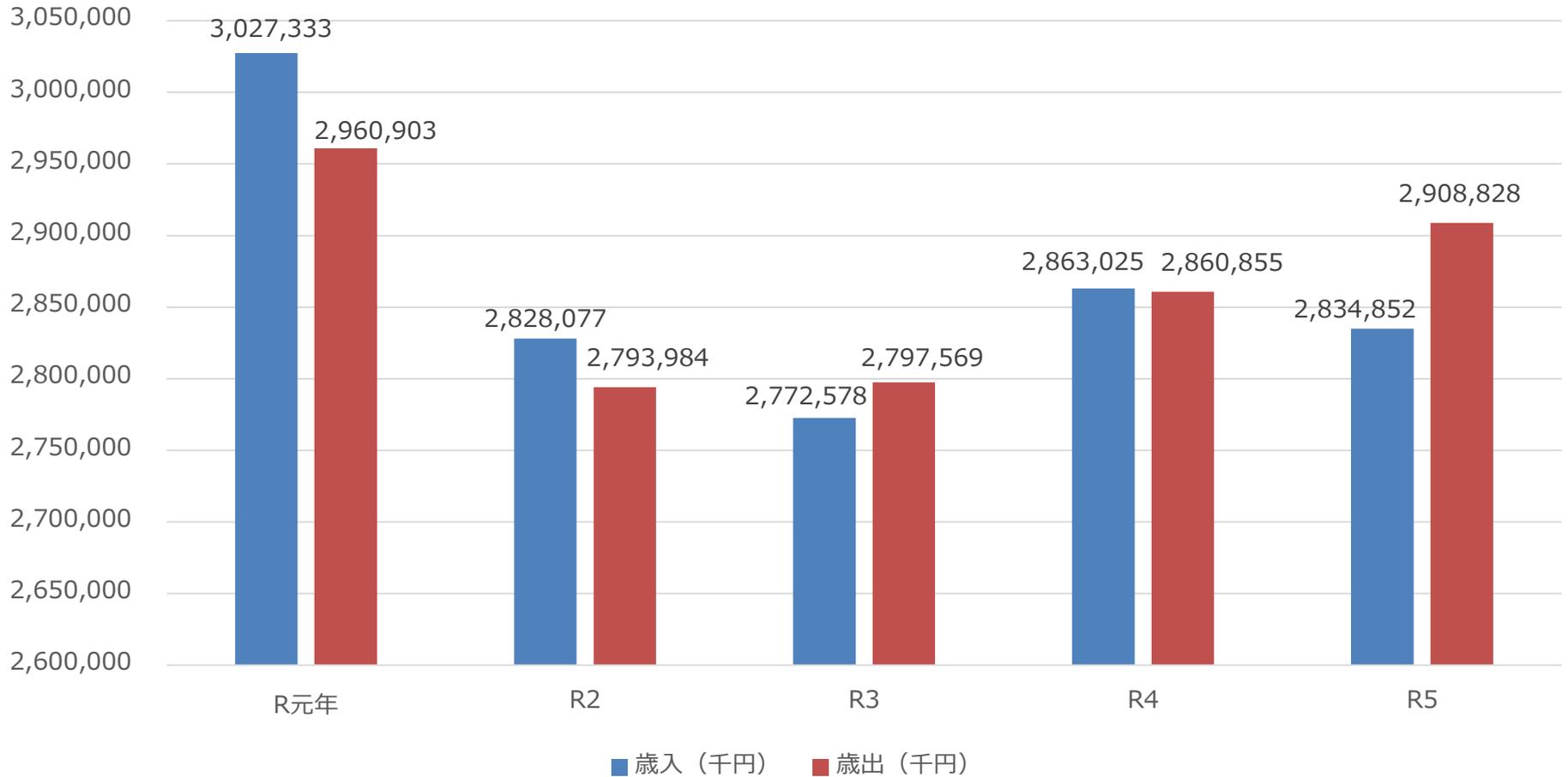


- 一人当たり納付金は毎年度上昇している中、被保険者数が減少していることから、課税総額は減少傾向にある。

国民健康保険特別会計の決算状況（単年度実質収支）について

＜過去5年間の推移＞

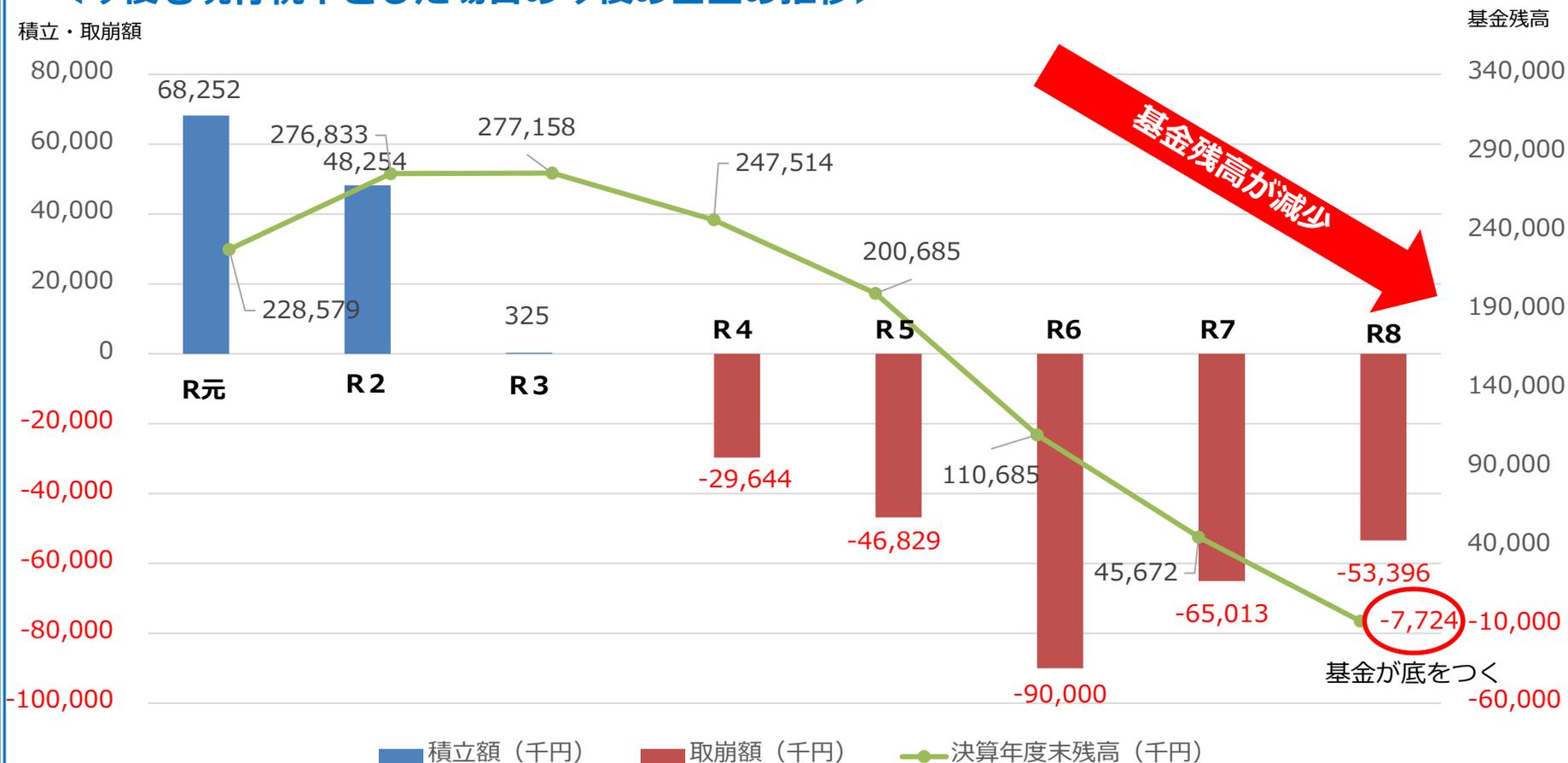
○ 歳入は、繰越金と基金繰入金を除いた金額



- 令和元年度と2年度、4年度は黒字であったが、**令和3年度と5年度は収支が赤字**であるため、その不足分を**国民健康保険基金から補填**している状況である。**令和6年度以降も被保険者数の減少が見込まれ、納付金等を支払うための必要な保険税を集めることができず、赤字となる見込み。**

国民健康保険基金残高の推移について

<今後も現行税率とした場合の今後の基金の推移>



○ 積立額は、前年度決算剰余金の積立額に期中積立（基金利子）を加算した金額

- 被保険者数の減少による保険税の減収等により、今後も基金残高の減少が見込まれ、**基金が底をついた場合には、保険税率を引き上げざるを得なくなる。**
- 基金の保有額の目安として**納付金の5%**（令和6年度ベースで約5,000万円）**を保有しておく必要がある。**

統一保険料率と現行税率について

<令和6年度現行税率との比較>

(統一保険料率と現行税率の比較)

	医療分			後期高齢者分			介護分		
	統一 保険料率①	現行②	①-②	統一 保険料率①	現行②	①-②	統一 保険料率①	現行②	①-②
所得割(%)	8.91	6.60	2.31	2.75	2.30	0.45	2.02	1.50	0.52
均等割(円)	28,665	25,000	3,665	9,264	7,400	1,864	9,172	9,100	72
平等割(円)	29,012	30,200	△1,188	9,376	8,200	1,176	7,298	7,000	298

医療分は所得割率・均等割額が低い
後期高齢者分は全ての税率が低い
介護分は全ての税率が低い

税率を見直
さない

～R11

医療分、後期高齢者支援金等分、介護分すべての税収が不足

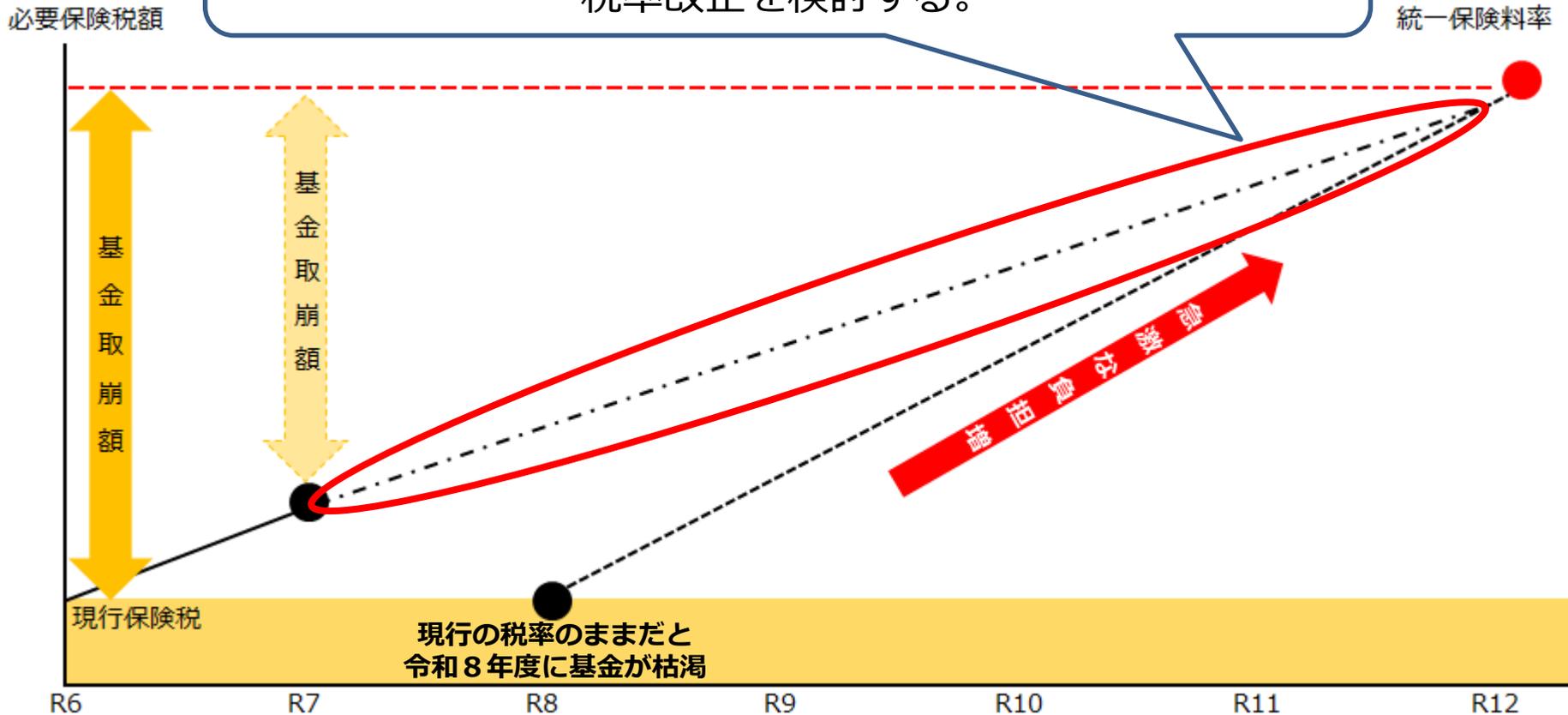
R12～

統一保険料率の適用により、被保険者の急激な保険税の負担増

北海道主催の市町村連携会議において、都道府県単位化前の「保険給付費の5%以上を積み立てること」とされていたことを考慮し、「各市町村の納付金額の5%程度」を市町村基金の保有目安として示されている。

国保税率の改正イメージ図

令和7年度の税率を引き上げ、令和8年度以降は、北海道から示される納付金額に応じて税率改正を検討する。



※ 統一保険料率は、毎年、北海道において被保険者数や医療費推計を行い、必要な納付金額を算定することとなるため、今後、変更となる可能性が高い（現在示されている保険料率よりも上がるか下がるかは現時点では不明）。

令和7年度改正後税率による試算

現在の国民健康保険基金残高と国民健康保険特別会計の決算状況に鑑み、6年かけて統一保険料に合うよう、段階的に引き上げる試算を行う。

【考え方】

- 被保険者数は、これまでの総人口に占める国保被保険者加入率を勘案し、幕別町人口ビジョンの将来人口推計値に国保加入率を乗じて算出する。
- 令和5年中と令和6年中の所得は横ばいとする。
- 次の区分について、統一保険料率に6年かけて段階的に引き上げる。
 - ・ 医療分所得割率、均等割額、（平等割額）
 - ・ 後期高齢者支援金等分所得割率、均等割額、平等割額
 - ・ 介護分所得割率

統一保険料へ向けた今後の税率について

【医療分】

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
所得割(%)	6.60	7.00	7.40	7.80	8.20	8.60	8.91
均等割(円)	25,000	25,600	26,200	26,800	27,400	28,000	28,665
平等割(円)	30,200	30,000	29,800	29,600	29,400	29,200	29,012

所得割：(8.91%－6.6%) / 6年≒0.4%/年 均等割：(28,665円－25,000円) / 6年≒600円/年、平等割：(29,012円－30,200円) / 6年≒△200円/年

【後期分】

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
所得割(%)	2.30	2.38	2.46	2.54	2.62	2.70	2.75
均等割(円)	7,400	7,700	8,000	8,300	8,600	8,900	9,264
平等割(円)	8,200	8,400	8,600	8,800	9,000	9,200	9,376

所得割：(2.75%－2.30%) / 6年≒0.08%/年 均等割：(9,264円－7,400円) / 6年≒300円/年、平等割：(9,376円－8,200円) / 6年≒200円/年

【介護分】

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
所得割(%)	1.50	1.59	1.68	1.77	1.86	1.95	2.02
均等割(円)	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,172
平等割(円)	7,000	7,050	7,100	7,150	7,200	7,250	7,298

所得割：(2.02%－1.50%) / 6年≒0.09%/年 平等割：(7,298円－7,000円) / 6年≒50円/年

医療分試算結果

令和7年度課税額（軽減前）（納付金仮算定ベース）：542,078,367円

		人数等	税率	算出税額	賦課割合	控除額		計
						限度超過額	低所得軽減	
応能割	所得割	6,222,392,558	7.00	433,892,403	56.79	140,640,022		
応益割	均等割	5,151	25,600	131,865,600	25.52		38,599,603	
	平等割	3,250		91,327,500	17.69		29,478,624	
	特定世帯以外	2,816	30,000	84,480,000			27,110,124	
	特定世帯	389	15,000	5,835,000			2,049,000	
	特定継続世帯	45	22,500	1,012,500			319,500	
合計				657,085,503		140,640,022	68,078,227	448,367,254

令和6年度調定額：436,573,700円（10月末現在）

軽減内訳	均等割				平等割		軽減額計
	人数	軽減額	未就学児数	軽減額（再）	世帯数	軽減額	
7割軽減	1,337	24,119,102	41	158,216	1,048	20,863,458	44,982,560
5割軽減	807	10,522,598	29	188,352	497	6,685,410	17,208,008
2割軽減	576	3,028,700	8	80,364	360	1,929,756	4,958,456
軽減なし		929,203	73	929,203			929,203
合計	2,720	38,599,603	127	1,356,135	1,906	29,478,624	68,078,227

シミュレーション課税額（軽減前）：516,445,481円

後期分試算結果

令和7年度課税額（軽減前）（納付金仮算定ベース）：182,572,070円

		人数等	税率	算出税額	賦課割合	控除額		計
						限度超過額	低所得軽減	
応能割	所得割	6,222,392,558	2.38	147,523,417	61.56	43,060,564		
応益割	均等割	5,151	7,700	39,662,700	23.36		11,610,037	
	平等割	3,250		25,571,700	15.08		8,254,015	
	特定世帯以外	2,816	8,400	23,654,400			7,590,835	
	特定世帯	389	4,200	1,633,800			573,720	
	特定継続世帯	45	6,300	283,500			89,460	
合計				212,757,817		43,060,564	19,864,052	149,833,201

令和6年度調定額：146,065,900円（10月末現在）

軽減内訳	均等割				平等割		軽減額計
	人数	軽減額	未就学児数	軽減額（再）	世帯数	軽減額	
7割軽減	1,337	7,254,574	41	47,588	1,048	5,841,768	13,096,342
5割軽減	807	3,165,000	29	56,653	497	1,871,915	5,036,915
2割軽減	576	910,976	8	24,172	360	540,332	1,451,308
軽減なし		279,487	73	279,487			279,487
合計	2,720	11,610,037	127	407,900	1,906	8,254,015	19,864,052

シミュレーション課税額（軽減前）：169,697,253円

介護分試算結果

令和7年度課税額（課税額）（納付金仮算定ベース）：71,747,600円

		人数等	税率	算出税額	賦課割合	控除額		計
						限度超過額	低所得軽減	
応能割	所得割	3,583,058,244	1.59	56,605,677	61.57	17,583,692		
応益割	均等割	1,633	9,100	14,860,300	23.45		3,976,130	
	平等割	1,347	7,050	9,496,350	14.98		2,805,209	
合計				80,962,327		17,583,692	6,781,339	56,597,296

令和6年度調定額：55,187,900円（10月末現在）

軽減内訳	均等割		平等割		軽減額計
	人数	軽減額	世帯数	軽減額	
7割軽減	447	2,849,530	418	2,064,409	4,913,939
5割軽減	194	883,783	166	586,320	1,470,103
2割軽減	133	242,817	110	154,480	397,297
合計	775	3,976,130	694	2,805,209	6,781,339

シミュレーション課税額（軽減前）：**63,378,635円**

改正後税率による試算結果まとめ①

※ 赤字の▲金額が税込不足による基金取崩見込額

【R7】

	医療分	後期分	介護分	合計
試算軽減前課税額 ①	516,445,481	169,697,253	63,378,635	749,521,369
軽減前課税額 ②	542,078,367	182,572,070	71,747,600	796,398,037
差 (①－②)	▲25,632,886	▲12,874,817	▲8,368,965	▲46,876,668

【R8】

	医療分	後期分	介護分	合計
試算軽減前課税額 ①	516,791,852	170,022,805	63,105,824	749,920,481
軽減前課税額 ②	525,313,112	175,063,254	68,160,445	768,536,811
差 (①－②)	▲8,521,260	▲5,040,449	▲5,054,621	▲18,616,330

【R9】

	医療分	後期分	介護分	合計
試算軽減前課税額 ①	516,735,110	170,152,568	62,805,450	749,693,128
軽減前課税額 ②	511,676,416	170,213,112	65,922,025	747,811,553
差 (①－②)	5,058,694	▲60,544	▲3,116,575	1,881,575

改正後税率による試算結果まとめ②

※ 赤字の▲金額が収収不足による基金取崩見込額

【R10】

	医療分	後期分	介護分	合計
試算軽減前課税額 ①	516,618,734	170,182,315	62,508,997	749,310,046
軽減前課税額 ②	497,802,618	165,340,521	63,749,400	726,892,539
差 (① - ②)	18,816,116	4,841,794	▲1,240,403	22,417,507

【R11】

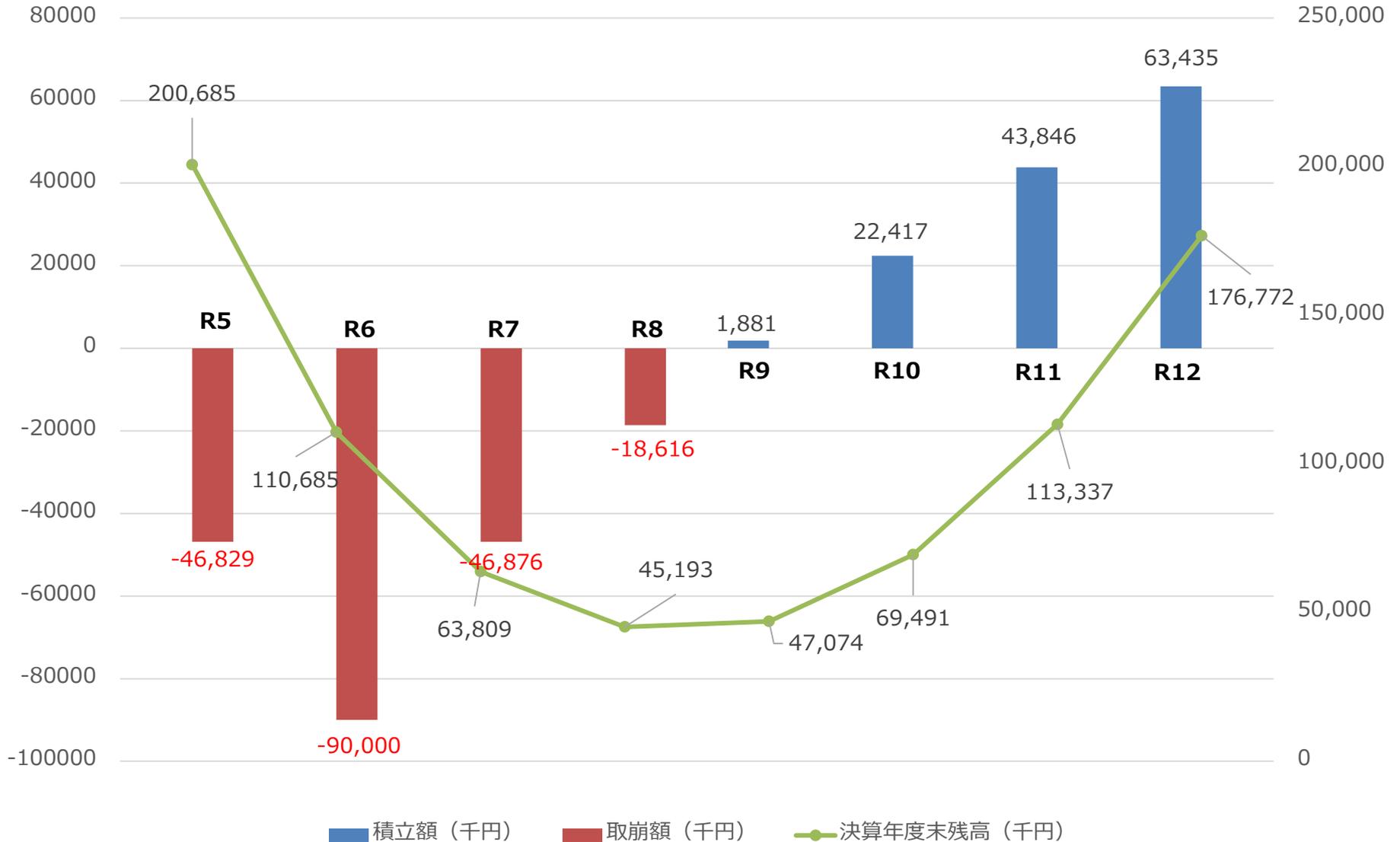
	医療分	後期分	介護分	合計
試算軽減前課税額 ①	515,043,024	169,799,233	62,069,227	746,911,484
軽減前課税額 ②	481,840,518	159,819,624	61,404,552	703,064,694
差 (① - ②)	33,202,506	9,979,609	664,675	43,846,790

【R12】

	医療分	後期分	介護分	合計
試算軽減前課税額 ①	511,997,666	168,947,059	61,524,131	742,468,856
軽減前課税額 ②	465,707,885	154,282,261	59,043,400	679,033,546
差 (① - ②)	46,289,781	14,664,798	2,480,731	63,435,310

改正後税率試算による基金残高の推移

<基金残高の推移>



<参考> 近隣市町村との税率比較（令和6年度現在）

【医療分】

市町村名	所得割	均等割	平等割
帯広市	7.93%	27,590円	28,200円
音更町	8.10%	24,500円	26,000円
芽室町	8.37%	26,908円	27,223円
幕別町	6.60%	25,000円	30,200円
統一保険料率	8.91%	28,665円	29,012円

【後期分】

市町村名	所得割	均等割	平等割
帯広市	2.44%	9,353円	9,130円
音更町	2.30%	6,700円	6,400円
芽室町	2.78%	8,930円	9,466円
幕別町	2.30%	7,400円	8,200円
統一保険料率	2.75%	9,264円	9,376円

【介護分】

市町村名	所得割	均等割	平等割
帯広市	1.81%	9,490円	7,410円
音更町	1.40%	8,800円	6,700円
芽室町	2.04%	9,264円	7,371円
幕別町	1.50%	9,100円	7,000円
統一保険料率	2.02%	9,172円	7,298円